

実績の『野下道交法』、令和4年10月1日・
令和5年4月1日・7月1日施行の改正内容
に対応した最新版!!

19訂版

執務
資料

道路交通法解説

道路交通執務研究会 編著
野下 文生 原著

■ A5判 ■ 1,576頁

■ 定価 5,390円 (本体 4,900円+税10%)

ISBN978-4-8090-1472-7 C3032 ¥4900E

主な改訂内容

●令和4年10月1日施行

- 停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外する対象の拡大に関する規定の整備
- 安全運転管理者に関する規定の整備

●令和5年4月1日施行

- 特定自動運行に係る許可制度の創設に関する規定の整備
- 遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定の整備

●令和5年7月1日施行

- 特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定の整備



本書の特色

- ★実務者、研究者のための、執務に直結した逐条解説
- ★条文中の用語、概念を、数多くの判例要旨や学説、図解等を用いて分かりやすく解説
- ★道路交通法と他の法令とのかかわりを、該当条文を掲載するなどして適宜解説
- ★適正な運用を図るため、具体的事例に即した質疑応答を掲載
- ★罰則、反則金、点数が一目で分かる「交通違反等一覧表」を掲載
- ★「事項索引」を掲載し、容易な検索を実現

東京法令出版

全交通法令関係者必読!

道路交通法令の解釈を導き出す手引きに。

- ★判例を精査し、最新判例を新たに追加!
- ★巻末に参考資料として次の資料を掲載!

- 「道路交通法違反一覧表」
- 「その他の違反等一覧表」
- 「欠格期間一覧表」
- 「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」についての逐条解説

1385 道路交通法違反一覧表

違反名	区分	罰則
警察官現場指示違反 (車両等)	四段	一、一九一
混雑緩和措置命令	四段	一、一九一
警察官通行禁止制	四段	一、一九一
信号無視	四段	一、一九一

注① 「違反名」欄に掲げる反則行為の種類の意義については、
 ② 「反則金額」欄の車種の意義については、令別第六備考
 なお、「大型車」とは、大型自動車、中型自動車、準中型車
 ③ 「放置駐車違反」の欄の「大型車」には、重被牽引車が含

執務資料(一)

本書は、永年交通警察に携わった原著者の研究と実務経験から生まれました。そして、交通警察への情熱を持った後進へと継承され、改訂を重ねた珠玉の1冊です。

1412 欠格期間一覧表

欠格期間	罰則
① 一般違反行為をしたことを理由として行政処分	前準なし
欠格期間等	六、一四四
停止・保留	一、五二四
一年	二、五三四
二年	三、五三四
三年	四、〇四四
四年	四、五三四
五年	四、五三四
② 特定違反行為をしたことを理由として行政処分	前準なし
欠格期間等	三、五三九
三年	四、〇四四
四年	四、五三四
五年	五、〇四四
六年	五、五三四
七年	六、〇四四
八年	六、五三四
九年	六、五三四
十年	六、五三四

213 特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行 (第17条の3)

1 法第一七条の三は

1 特例特定小型原動機付自転車及び軽車両は、第十七条第一項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯(特例特定小型原動機付自転車及び軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によって区画されたものを除く。)を通行することができる。

四 特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行

「歩道の状況に応じた安全な速度と方法」とは、
 等から歩行者が急に現れ、歩道の普通自転車通行帯を通行しようとしているのを発見したときでも、直ちに移動することができるような速度と方法をいうものとする。

(3) 「普通自転車通行指定部分については、……通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる」とは

退いたり、左右に飛び退いたりするなどの上、特例特定小型原動機付自転車は一時停止しなければならないことである。

2 前項の場合に
 転車及び軽車両な速度と方法で
 (罰則) 第二
 第八号(二)万
 と規定している。

176 遠隔操作型小型車に対する危険防止等の措置 (第15条の2)

第一 遠隔操作型小型車に対する危険防止等の措置

一 法第一五条の二は

警察官等は、遠隔操作により道路を通行している遠隔操作型小型車が著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがあり、かつ、急を要すると認めるときは、道路における交通の危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な限度において、当該遠隔操作型小型車を停止させ、又は移動させることができる。

二 「遠隔操作により道路を通行している遠隔操作型小型車」とは

法第四条第一項、
 者等と規定され、原則として歩行者と

「より道路を通行している者等と規定され、原則として歩行者と」とは

本条は、警察官等(警察官及び交通巡視員)が一定の要件がある場合に危険防止等のため、遠隔操作型小型車を停止又は移動する権限があることを定めたものである。

と規定している。

前記要件の危険防止又は考えて必要な最小限度とい民の自由を拘束する権限はればならない。例えば交通行妨害のおそれがある場合である場所に遠隔操作型小

執務に直結した法解釈を詳説!

改正箇所は、サイドラインで明示!!

東京法令出版公式(X/Twitter)アカウント

@tokyo_horei

詳しい内容は、こちらまで!

東京法令 検索

https://www.tokyo-horei.co.jp/

19訂版 執務資料 道路交通法解説

定価5,390円(本体4,900円+税10%) [コード236]

申込部

(送料はサービス)

貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日

(フリガナ) お取扱者(自署) (TEL - -)

〒 お届け先住所

団体名 部署名 公用 私有

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者
 ★お客様の個人情報は、契約の履行及び関連製品の案内に利用します。
 ★本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
 ★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。
 ★本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。
 ★個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口(TEL.026-224-5441、privacy@tokyo-horei.co.jp)までご連絡ください。
 ★お申込みに個人情報の提供が必要です。提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

■申込先

東京法令出版 委託 受注センター

〒381-0022 長野市大豆島3111

FAX 0120-338-923

TEL 0120-338-272

(携帯電話からもお申込みできます。)

会社使用欄	団体コード	<input type="checkbox"/> 納品済	入力印
得意先コード	<input type="checkbox"/> 請求済	<input type="checkbox"/> 領収済	番号
在庫	ラベル	〒	

申込書